令和4年度春日井市地域防災計画(風水害等災害対策計画) 新旧対照表(案)

頁	行	,	修	正	前	1	修	正	後	備	考
4	25	第2章 基本理 第1節 防災の 1 災害予防段 災害の規模	2章 基本理念及び重点を置くべき事項 1節 防災の基本理念 災害予防段階 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれ ない場合もあることから、ソフト施策 <u>を</u> 可能な限り進め、ハー			第1節 防災の基 1 災害予防段隊 災害の規模は	第2章 基本理念及び重点を置くべき事項 第1節 防災の基本理念 1 災害予防段階 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれ				
10	3		ド・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。 第1編 総則			ド・ソフトを約 第1編 総則	組み合わせて	一体的に災害対策	を推進する。		
		第3章 防災機關 第1節 防災機關	第3章 防災機関等の役割分担 第1節 防災機関等 3 指定地方行政機関 機関名				関等の役割分 関等 致機関	担			
		機関名 中部 名	災害予防 (略)	災害応急対策 (追加) 1 所管施設の 緊急点検、緊 急輸送道路等 の確保等の応 急対策 2 (略)		機関名中部名方屋国 道事国 名 古屋 出 田 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五	災害予防(略)	災害応急対策 1 所管事務に 係る災害情報 の収集及び伝達 2 (略)		表記の整	理
		4 (略) 5 指定公共機	-	《《中代石丛饰		4 (略) 5 指定公共機関	-	《今古名与	《《宋传》 佐爾		
		機関名 (略) ソフトバンク	災害予防 (略) (略)	災害応急対策 (略) (略)	災害復旧·復興 (略) (略)	機関名 (略) ソフトバンク	災害予防 (略) (略)	災害応急対策 (略) (略)	災害復旧・復興 (略) (略)		
		サフトハング 株式会社 (追加)	(追加)	(追加)	(追加)	サフトハンク 株式会社 楽天モバイル 株式会社	(PG <i>)</i>	1 災害時にお ける携帯電話 の通信確保	<u>被災施設及び</u> 設備の早期復	表記の整	理
								<u>の通信権保</u> 2 災害応急措	<u>旧</u>		

頁	行	,	修	正	前		修	正	後	備	考
		(略) 東邦ガス株式 会社	(略)	(昭)	(略)	(略) 東邦ガス株式 会社 <mark>(東邦ガ</mark> スネットワーク株式会社を 含む。以下同 じ。)	(略)	置の実施に必対する防いの優別では、対する関係を表します。		指定追の正	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
21	4					害が発生又は 系的に整理し 周知するとと 資機材や装備 等について徹 <u>また、他の</u> め想定し、各	強い防災体制の強体を関係を動たの発を応に、用図機関である。とは、というでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	# 2 アルの作成等 2 アルの作成等 兄に応じて的確に対 それのある場合にま のためのマニュア かに訓練を行い、 治等の習熟、他の職員 連携の上、災害時に ま な 災害 対応を 時 3 次 害 対応を 時 3 次 害 対応を 時 3 次 害 対応を 時 3 かん を は ま な が な を は ま な が な を は ま な が な を は ま な が な を は ま な が な を は ま な が な を は ま な が な を は ま な が な を は ま な が な を は ま な が な を は ま な が な を は ま な が な を は ま な が な を は ま な が な を は ま な が な を は ま な が な を は ま な が な を は ま な が な な ま な が な な な ま な が な な な な な な	対応できるよう、災 構ずべき対策等を体 レを作成し、職員に 舌動手順、使用する 員、機関等との連携 こ発生する状況を予 系列で整理した防災 努め、災害対応の検	対策の追	

頁	行	修正	前	修	正	後	備考
25	26	また、男女共同参画の視点から、市防災女性の割合を高めるよう取り組むとともに部局が災害対応について庁内及び避難所等行い、平常時及び災害時における男女共同少年女性センターの役割について、防災担画担当部局が連携し明確化しておくよう努め4 (略) 5 広域応援・受援体制の整備(1)~(6) (略)資料 「様式・資料集」協定等の締結れ(資料5-1~94) 第2節 情報の収集・連絡体制の整備1 情報連絡体制の整備(1)、(2) (略)(3) 有線通信施設ア 災害時において、市、春日井警察署式会社名古屋支店、中部電力株式会社ンパニー春日井営業所及び東邦ガス株	会議の委員に占める 会議の委員に占める に占担当を にお担当部局及共同参 当のる。 大況 大況 大況 大況 大況 大況 大況 大況 大況 大況	証等を踏まえ、必平時から訓練や研る。 さらに、男女を関連を行い、男女を問題を行い、平女性の割害を対し、平女性ののでは、のでは、のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	要に応実施し、同計画目計画目計画目計画目計画目計画目計画を実施し、同様になるのでは、からないでは、ののでは、といいでは、といいでは、といいでは、といいでは、といいでは、は、といいでは、は、といいでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	見直しを行うとともに、 画の効果的な運用に努め 市防災会議の委員に占め ともに、男女共同参画担 難所等における連絡調整 女共同参画担当部局及び 防災担当部局と男女共同 よう努める。	表記の整理
		との通信の専用化を図るため、直接通イン)が整備されており、これを活用 他防災機関との通信連絡窓口の一本化を	するとともに、その	接通信連絡線 活用するとと 本化を図る。	 (ホットライン) が もに、その他防災機	の専用化を図るため、直整備されており、これを 関との通信連絡窓口の一	
29	29	第4節 消防救急体制の整備 1 大規模火災における消防体制の整備 (略) <u>資料</u> <u>「様式・資料集」防火対象物件数</u> 2 (略) 3 危険物施設の予防対策 (1)、(2) (略)	数(資料1-9)_	第4節 消防救急体 1 大規模火災におい (略) <u>(削除)</u> 2 (略) 3 危険物施設の予 (1)、(2) (略)	ける消防体制の整備		表記の整理
		(3) 高圧ガス、毒物劇物及び放射性物質		. ,	物劇物及び放射性物質	質	

頁	行	修正前	修 正 後	備考
		ア、イ (略) ウ (略) <u>資料 「様式・資料集」石油類等大量保有事業所</u> <u>(資料1-5)</u>	ア、イ (略) ウ (略) <u>(削除)</u>	表記の整理
		毒物及び劇物保有事業所 (資料1-6) 高圧ガス大量保有事業所 (液化石油ガス)(資料1-7) 放射性物質保有事業所		
			4、5 (略) 6 道路災害対策 (1)~(3) (略) (4) 道路利用者等に対する情報伝達体制等の整備 市、県及び県警察は、危険箇所等の発見及び点検に努め、 大規模道路災害に発展するおそれのある山(崖)くずれなどの事故等を認知した場合における関係機関との連絡体制及び道路利用者等への情報の伝達体制の整備を図る。 	対策の追加
38	1	第2章 市民の防災行動力の向上 第1節 防災意識の高揚 1 市民に対する防災意識の啓発と知識の普及 (1)~(4) (略) (5) 通信量の増加抑制 <u>電気</u> 通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。	第2章 市民の防災行動力の向上 第1節 防災意識の高揚 1 市民に対する防災意識の啓発と知識の普及 (1)~(4) (略) (5) 通信量の増加抑制 通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。	表記の整理
38	30	第2節 学校等における防災教育及び安全対策 1 児童等への防災対策 (1) (略) (2) 地域の災害リスクに基づいた防災教育の実施 ア 児童等に対する防災教育 児童等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため、学 校等において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクの ある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施	第2節 学校等における防災教育及び安全対策 1 児童等への防災対策 (1) (略) (2) 地域の災害リスクに基づいた防災教育の実施 ア 児童等に対する防災教育 児童等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため、学校等において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施	

頁	行	修正前	修正後	備考
		し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや 災害時にとるべき避難行動(警戒レベルとそれに対応する 避難行動等)の理解を促進する。また、防災教育は、教育 課程に位置づけて実施し、学級指導(ホームルーム活動)、 学校行事及び訓練等とも関連を持たせ、効果的に行うよう 配慮する。 (追加)	して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや 災害時にとるべき避難行動(警戒レベルとそれに対応する	対策の追加
43	1	第4節 防災ボランティアとの連携 1 連携協力体制の推進 (略) 市、県及び国は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連 携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の 拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方 策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研 修や訓練を通じて推進する。	第4節 防災ボランティアとの連携 1 連携協力体制の推進 (略) 市、県及び国は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、	表記の整理
48	9	第5節 要配慮者の安全対策及び避難行動の促進対策 5 情報連絡体制 要配慮者に対する効果的な災害情報が提供できるよう、民生 委員、自治組織、ボランティア等を活用した情報連絡体制の整備に努める。 6、7 (略) 8 社会福祉施設等における対策 (1)~(5) (略)	第5節 要配慮者の安全対策及び避難行動の促進対策 5 情報連絡体制 要配慮者に対する効果的な災害情報が提供できるよう、民生	表記の整理
		資料 「様式・資料集」災害における要援護者等の受入に 関する協定書(資料5-61) 9 要配慮者利用施設に係る災害対策 (略) (1) 土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区など土砂災害の 危険 <u>箇所</u> 等に所在する要配慮者利用施設を調査し、把握する。	 資料 「様式・資料集」災害における要援護者等の受入に関する協定書(資料5-68) 9 要配慮者利用施設に係る災害対策(略) (1) 土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区など土砂災害の 	表記の整理 表記の整理

頁	行	修正前	修正後	備考
50	20	第6節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	第6節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	
		1 マニュアルの作成	1 マニュアルの作成	
		(1) (略)	(1) (略)	
		(2) 収集できる情報として次の情報を踏まえること	(2) 収集できる情報として次の情報を踏まえること	
		ア、イ (略)	ア、イ (略)	
		ウ 土砂災害警戒情報、大雨警報(土砂災害)の危険度分	ウ 土砂災害警戒情報、土砂キキクル(大雨警報(土砂災	表記の整理
		布、土砂災害危険度情報	害)の危険度分布 <u>)</u> 、土砂災害危険度情報	
		(3)~(5) (略)	(3)~(5) (略)	
		(6) 洪水等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安	(6) 洪水等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安	
		全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判	全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判	
		断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能であることや、	断で「緊急安全確保」の措置をとることも可能であることや、	表記の整理
		既に災害が発生又は切迫している状況(「警戒レベル5」)に	既に災害が発生又は切迫している状況(「警戒レベル5」)に	
		おいて、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも	おいて、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも	
		相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があ	相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があ	
		ることにも留意すること	ることにも留意すること	
		(7) 避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること。	(7) 避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること	
		ア (略)	ア(略)	
		イ (略)	イ (略)	
		なお、土砂災害の発生が確認された場合や、大雨特別警	なお、土砂災害の発生が確認された場合や、大雨特別警	
		報(土砂災害)(警戒レベル5相当)が発表された場合は、	報(土砂災害)(警戒レベル5相当)が発表された場合は、	
		土砂災害警戒区域 <u>・危険箇所</u> 等以外の区域であっても、土	土砂災害警戒区域等以外の区域であっても、土砂災害の発	表記の整理
		砂災害の発生した箇所や周辺区域を含む事前に設定した区	生した箇所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇な	
		域を躊躇なく発令の対象区域とし、[警戒レベル5]緊急	く発令の対象区域とし、[警戒レベル5]緊急安全確保を	
		安全確保を可能な範囲で発令すること。	可能な範囲で発令すること。	
57	2	第3章 災害に強い都市の形成	第3章 災害に強い都市の形成	
		第1節 防災まちづくりの推進	第1節 防災まちづくりの推進	
		2 宅地等の安全対策	2 宅地等の安全対策	
		(1) (略)	(1) (略)	to the state of
		(2) 土石流 <u>危険渓流</u> 等の災害防止	(2) 土石流等の災害防止	表記の整理
		(3) (略)	(3) (略)	r
		(4) 危険箇所の保全対策	_(削除)_	表記の整理
		<u>(略)</u>	(a) We to the late	to the state area
		<u>(5)</u> 治山対策	<u>(4)</u> 治山対策	表記の整理

頁	行	修正	前	修	正	後	備	考
		山地災害危険地区など土砂災害の危険要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、として防災上の配慮を要する者が利用に基づき、山地災害危険地区など土砂災する施設の管理者、防災責任者に対し、を周知する。 (6)~(8) (9) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用が計画の作成及び避難訓練の実施ア、イ (略)ウ 施設管理者等に対する支援市及び県は、市地域防災計画に名称れた要配慮者利用施設における避難が乗が乗り、連携して支援するよう努める。また連携して支援するよう努める。また必に必要な野薬な避難の確保を図るために必要な助	医療施設その他の主 する施設)の調査結果 まの危険区域に所在 県と協力してその 県と協力してその に設における避難確保 で及び所在地が及び 選保計画のの 選保計画設の 当該施設 に応じて、 円滑かつ迅	要配慮者利用施設としてきるに基づきのできる施設する。に基づきのできる。のでは、一世理をを関知する。のでは、一世ののでは、一世ののでは、一世ののでは、一世ののでは、一世ののでは、一世ののでは、一世ののでは、一世ののでは、一世ののでは、一世ののでは、一世ののでは、一世のは、一世のでは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世の	(社会福祉施設、学 温慮を要する者が利 害危険地区など土 、防災責任者に対 域内の要配慮者利 難訓練の実施 に対する支援 市地域防災計画に 用施設における避	危険 <u>区域</u> 等に所在する、 校、医療施設その他の主 別用する施設)の調査結果 砂災害の危険区域に所在 し、県と協力してその旨 用施設における避難確保 名称及び所在地が定めら 難確保計画の作成及び過 慮者利用施設の管理者等		5理
		る。 エ (略) (追加) (10) (略) (11) ため池 (略) また、防災重点ため池(決壊した場合公共施設等が存在し、人的被害を与えるについて、耐震化等を推進するとともに成を行い、適切な情報提供を図るものと成を行い、適切な情報提供を図るものと流を行い、適切な情報提供を図るものと流を行い、適切な情報提供を図るものと流を行い、適切な情報提供を図るものと流を行い、適切な情報提供を図るものと流りに対している。	おそれのあるため池) ニハザードマップの作 する。	要配慮者利用施 練の実施についる。 (9) (略) (10) ため池 (略) また、防災重点 家屋や公共施設等 ため池)について	型域防災計画に名称 設における避難確 て、必要な助言又 に 機業用 ため池(決 が存在し、人的被	及び所在地が定められた 保計画の作成及び避難記 は勧告をすることができ なもととができ まを与えるおそれのある するとともにハザードで を図るものとする。		理

頁	行	修 ፤	Ē	前		修	正	後	備	考
			資料1-3)							
		·	也災害危険地	区(資料1-4)						
		(12) 空き家等の安全対策				家等の安全対策				
		(略)			(略)				ポースのませ ず	
		危険箇所等の定義	小			<u>図</u> の定義	卢 莽		表記の整理	里
		危険地区 <u>、危険箇所等</u> の名称 山地災害 (略)	定義 (略)		危険地区の山地災害	(略)	定義 (略)			
		危険地区 (略)	(略)		山地灰青 危険地区	(略)	(略)			
		土砂災害 (略)	(略)		(削除)	(削除)	(削除)		表記の整理	理
		危険箇所 (略)	(略)				(削除)		が加い正さ	_
		(追加)	<u>(ml)</u>		資料	- <u>(西族)</u> 「様式・資料集 _」			表記の整理	里
		<u>(Æ//H/</u>			東 作	一杯八 黄竹木。	(資料1-2)			
								_ 区域(急傾斜地の崩		
							壊)(資料1-	- 3)		
							山地災害危険地	地区 (資料1-4)		
								法第8条第1項第4		
								砂災害警戒区域内施		
						to oth	設)(資料1-	-11)		
		3 文化財の保護			3 文化財(対策の追加	п
		(追加)_				財の保存(保管):		コナー ム能」によ	NI M V JEA	/μ
					り共有		した「又化財レ	スキュー台帳」によ		
		(1)~(6) (略)			(2)~(7)					
64	7	第2節 都市基盤整備の推進				 大基盤整備の推進				
	·	1 公共施設			1 公共施計					
		(1)、(2) (略)			(1), (2)					
		(3) 河川等			(3) 河川 4	等				
		ア〜カ (略)			ア〜カ	(略)				
		キ 水災害連携の連絡会・協	協議会			災害連携の連絡会				
		(ア) 洪水予報連絡会			_	上岐川・庄内川の			庄内川洪	
				大水により相当な損害	<u>-</u>			氾濫減災協議会とし	報連絡会、	
		を生ずるおそれがある。				、「水防災意識社会			川水防連	
		水予報河川について、	当官埋刊川に	<u>一ついては甲部地万整</u>	而	町村やその他の構	<u> 成貝は、円滑か</u>	つ迅速な避難、的確	を実質的	に統

頁	行	修 正 前	修正後	備考
		備局、気象台、関係市町村等と連携した洪水予報連絡会を開催し、水位等の観測通報に協力し、水害の軽減に努めるものとする。 また、県管理河川についても、それに準じた担当者会議を開催する。 (イ) 大規模氾濫減災協議会(水防災協議会) 水防法第 15 条の 9 及び 10 に基づく大規模氾濫減災協議会として、県及び国は県管理河川、国管理河川等を対象に水防災協議会を設立し、各圏域、流域の関係市町村、気象台等とともに氾濫特性、治水事業の現状等を踏まえて、円滑な避難水防活動、減災対策等のため連携して一体的に取り組むこととする。	な水防活動、氾濫水の排水等による浸水被害軽減に取り 組む。 (イ) <u>庄内川木曽川圏域水防災協議会</u> 水防法第 15 条の 10 に基づく都道府県大規模氾濫減災 協議会として、「水防災意識社会」の再構築を目的に、県 や流域市町村、その他の構成員は、円滑かつ迅速な避難、 的確な水防活動に取り組む。	合した形で、 「土岐川・庄内 川の水害から 命を守る会議」 が運用されて いるため
		ク 洪水浸水想定区域の指定 中部地方整備局及び県は、水防法に基づき、洪水予報を 行う河川又は水位情報を周知する河川について、想定し得 る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定 される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域 及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公 表するとともに、洪水浸水想定区域を指定したときには、 洪水浸水想定等の情報を提供することにより、市の洪水ハ ザードマップ(防災マップ)作成を支援する。	ク 洪水浸水想定区域の指定 中部地方整備局及び県は、水防法に基づき、洪水予報を 行う河川又は <u>洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供</u> <u>する河川</u> について、想定し得る最大規模の降雨により河川 が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区 域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定され る水深、浸水継続時間等を公表するとともに、洪水浸水想 定区域を指定したときには、洪水浸水想定等の情報を提供 することにより、市の洪水ハザードマップ(防災マップ) 作成を支援する。	表記の整理
		ケ、コ (略) サ 浸水想定区域においての措置 (7) 市地域防災計画に定める事項 (略) a~c (略) d 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあって は、これらの施設の名称及び所在地 e (略) (1) (略)	ケ、コ (略) サ 浸水想定区域においての措置 (ア) 市地域防災計画に定める事項 (略) a~c (略) d 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地(ただし、(c)の施設については所有者または管理者から申出があった場合に限る。 e (略) (イ) (略)	表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備	考
		シ 地下街等の所有者又は管理者における措置 (略) (ア) 計画の策定 単独で又は共同して、当該地下街等の利用者の洪水時 又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時 又は雨水出水時の浸水の防止を図るために必要な訓練そ の他の措置に関する計画の作成、公表。 (イ)、(ウ) (略) (エ) 施設管理者等に対する支援 市及び県は、市地域防災計画に名称及び所在地が定め られた当該要配慮者利用施設における避難確保計画の作 成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設 の管理者等を、連携して支援するよう努める。 また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、 必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために	シ 地下街等の所有者又は管理者における措置 (略) (7) 計画の策定 単独で又は共同して、当該地下街等の利用者の洪水時 又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時 又は雨水出水時の浸水の防止を図るために必要な訓練そ の他の措置に関する計画の作成、 <u>市への報告及び</u> 公表。 (イ)、(ウ) (略) (エ) 施設管理者等に対する支援 市及び県は、市地域防災計画に名称及び所在地が定め られた当該 <u>地下街</u> における避難確保計画の作成及び避難 訓練の実施について、当該 <mark>地下街</mark> の管理者等を、連携し て支援するよう努める。	表記の整理表記の整理	
		必要な助言等を行うものとする。 (追加) ス 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難 訓練の実施 (ア)~(ウ) (略) (エ) 施設管理者等に対する支援 市及び県は、市地域防災計画に名称及び所在地が定められた当該要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。	(オ) 市長の助言・勧告 市長は、市地域防災計画に名称及び所在地が定められた地下街における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、必要な助言又は勧告をすることができる。 ス 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施 (ア)~(ウ) (略) (エ) 施設管理者等に対する支援 市及び県は、市地域防災計画に名称及び所在地が定められた当該要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。	対策の追加表記の整理	
		(才) (略) <u>(追加)</u>	(オ) (略) <u>(カ)</u> 市長の助言・勧告	対策の追加	П

頁	行	修正	前	修	正	後	備考
						名称及び所在地が定められ 1845年1月1日 - 1845年1月1日 - 1845年1日 - 1845年1日 - 1845年1日 - 1845年1月1日 - 1845年1月 - 1845年1月1日 - 1845年1月 - 1845年1月 - 1845年1月 - 1845年1月 - 1845年1日 - 1845年1月 - 1845年1月 - 1845年1月 - 1845年1月 - 1845年1月 - 1845年1日 - 1845年1月 - 1845年1月 - 1845年1月 - 1845年1月 - 1845年1月 - 1845年1日 - 1845年1月 - 1845年1月 - 1845年1月 - 1845年1月 - 1845年	
						壁難確保計画の作成及び避り	
				•		な助言又は勧告をすること	
72		 第3節 防災対策施設の整備		<u>ができる。</u> 第3節 防災対策が			
12	2	弟 3 即 防炎対象施設の登開 2 指定避難所等		第3即 防炎対泉所2 指定避難所等	也取り登開		
		2 相足避難所等 (1) 指定避難所等の指定		(1) 指定避難所等 (1) 指定避難所等	ちの性学		
		(1) 16足壁無別等の16足 ア (略)		ア(略)	于0万1日人上		
				イを指定福祉過	空能 所		
		要配慮者の避難所として次の施設を	を指定し 安全確保等			選難所として次の施設を指	表記の整理
		の救援を行う。また、標示板を設置す				また、標示板を設置する	水肥 少正在
		る。 る。)	など市民に周		STON MATINGENE / U	
		指定福祉避難所 (略)、勤労福祉	业会館		避難所(略)、グリ	リーンパレス春日井	施設名称の変
		(注)第一希望の家、第二希望の家	- I			の家及び福祉作業所につい	
		いては、知的障がい者 <u>の</u> 受入 <u>を</u>			田的障がい者を受入。	•	表記の整理
		ウ~オ (略)		ウ~オ (略)			
		(2) 指定避難所の整備		(2) 指定避難所の)整備		
		ア〜ウ (略)		ア~ウ (略)			
		エ 緊急時に有効と思われる設備には、	次のものが考えられ			こは、次のものが考えられ	
		るが、これらについては平常時から指				ら指定避難等に備え付け、	
		即時に利用できる整備に努めるものと	:する。	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	できる整備に努めるも	っのとする。	
		(ア)、(イ) (略)		(7) 、(1) (
		(ウ) バックアップ設備の整備:投光器	景、 <u>自家</u> 発電設備等	(ウ) バックラ		央光器、 <u>再生可能エネルギ</u>	対策の追加
						一の活用を含めた非常用発	
		(O) (A) (Mfr)		(O) (A) (M/r)	(日	電設備等	
		(3)、(4) (略)		(3)、(4) (略)	4.然如 4.别 5.散 (#.		
		(5) 避難所の運営体制の整備 ア〜ウ (略)		(5) 避難所の運営 ア〜ウ (略)	1年4年間の整備		
		/ 〜 / (, , , , , ,	シ波数形の 白 お わ み 生き	舌環境の継続的な確保のた	対策の追加
		<u>(,U=/)H/</u>				古環境の継続的な確保のた ティア等との定期的な情報	71 7K V 7 JE 7/H
				<u> </u>		/ 1/ 寺といた物町は間報	
		エ〜ク (略)		<u> </u>	<u>0 </u>		
77	3	<u>ニュー </u>		<u>スターク</u> (デロク 第4節 ライフライ	 イン施設		
L	L	7/7 - ch. / 1 / / 1 · MEBA		1 214 - WIS 7 1 2 7 1	7357		

頁	行	修 正 前		修	正	後	備	考
		(略) また、市 <u>及び県</u> は、停電や通信障害が広域的に発生 備之、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など 者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早 めの協力体制の整備を推進する。 さらに、県、電気事業者及び通信事業者が倒木等に 給網、通信網に支障が生じることへの対策として、事 実施する際には、市は協力に努めるものとする。 4 下水道 (4) 協定の締結 (略) (追加)	電気事業 間復旧のた にり電力供 が伐採等を が伐採等を はかる。 あわ が伐採等を 供給網 を実施 4 下 (4)	通信障害が広域 者と <u>協定を締結</u> せて、県、電気 、通信網に支障 する際には、市の 水道 協定の締結 (略)	的に発生する事態 し、早期復旧のた 事業者及び通信事 が生じることへの は協力に努めるもの	おける相互連携に関する	通 よる修正	結に
84	8	第6章 企業防災の促進 第2節 1 企業の取組 (1)~(5) (略) (6) 洪水及び雨水出水浸水想定区域内の地下街等、 用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者におっいては、避難確保・浸水防止計画の作成やそれ 訓練の実施などの措置をとらなければならない。	第2節 1 企 (1)~ (<u>(</u>) (<u>)</u> (<u>)</u> (<u>)</u> (<u>)</u> (<u>)</u> (<u>)</u> (<u>)</u>	業の取組 (5) (略)			内容の重複ため削除	ing O
86	22		第1章 第1節 2 災: (1) (2) ア 態勢	組織及び人員 (略) ウ 人数 (計除)	置	構成	態勢の変見伴う修正	更に

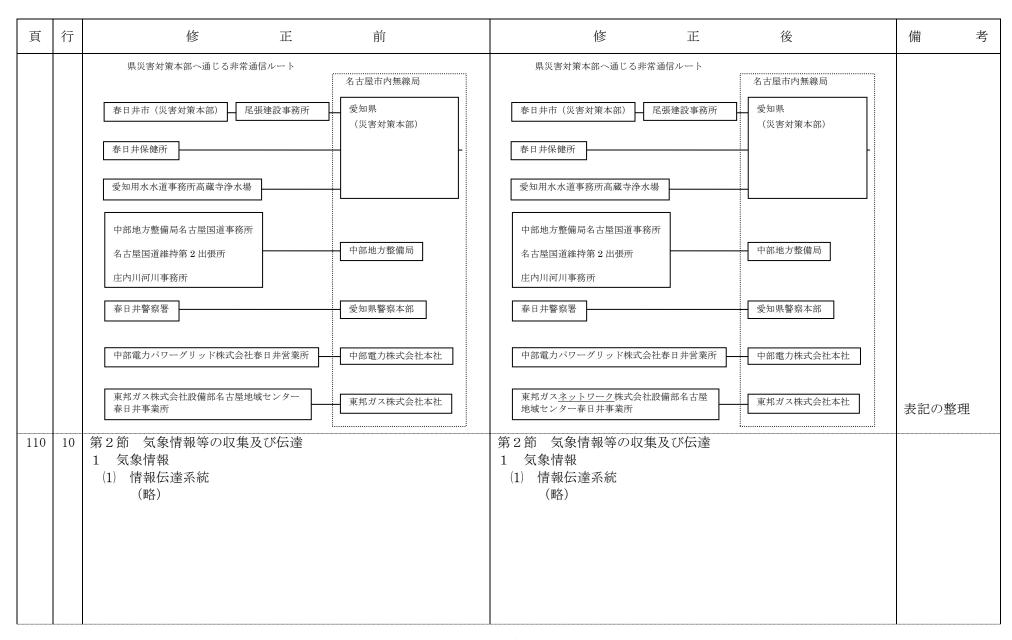
頁	行		修		正	前			修		正	後		備	考
		第2次態	10 5	の管理 内各部 2次第	動当番者 2名 里職 <u>2</u> 名及び 部管理職 2名 当番者 欠当番者 6名	指定 10 課 [*] を輪番制で	¹ を除く庁 指定)	第2次態	0.5	課 ^{※1} で指定 2次	定 10 課 ^{※1} の管 を除く庁内各 定) 当番者 欠当番者 <u>3</u> 名	部管理職2	名を輪番制	態勢の	変更に
		参 3、4 (5 配備態 (1) 配備 (略	能勢	く庁(定)	为各部の主査	₹職6名を!	輪番制で指	参 3、4 (5 配備態 (1) 配備 (略	態勢	く庁(定)	内各部 <i>の</i> 主査	₹職6名を『	輪番制で指	伴う修正	-
		種別		配備 基準	配備態配備	夏	主な活動 内容	種別		配備 基準	配 備 態 配備署	夏	主な活動 内容	T 144	te
		警戒本部	初動態 勢 第1次 態勢 第2次 態勢	(略)	(略)	(略)	本	(削除) 第 1 次 態勢 第 2 次 態勢	(略)	(略)	(略)	配備要り更に伴う	

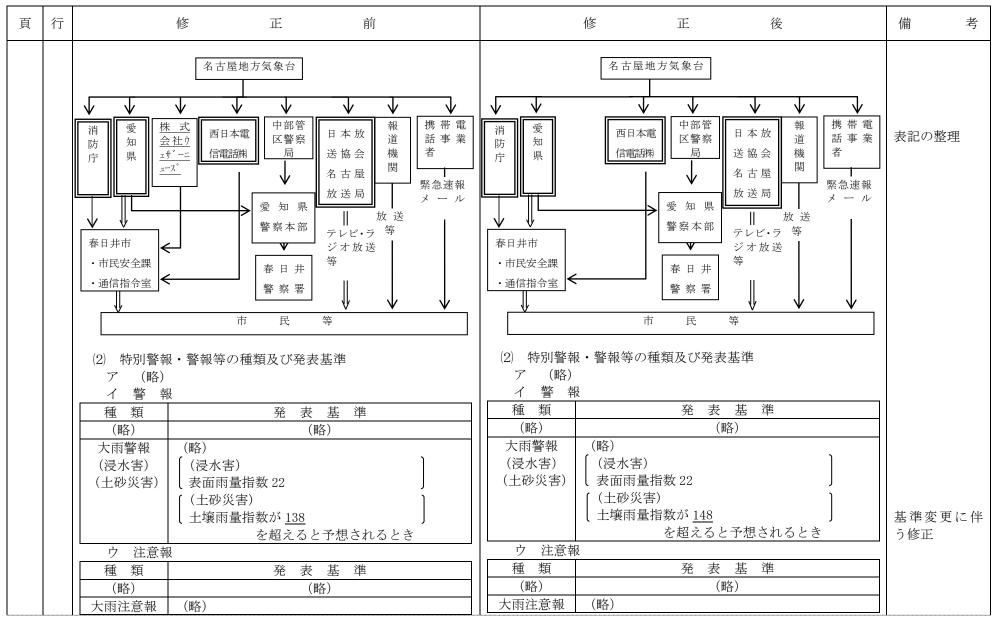
頁	行	修		正	前			修		正	後		備	考
		初勢	(略)	1、2 () 3 路施備員追 () 5 () 3 () 5 () 3 () 5 () 3 () 3 () 3 () 3 () 4 () 6 () 3 () 4 () 6 () 4 () 6 () 6 () 6 () 7 () 6 () 7 () 6 () 7 () 6 () 7 () 6 () 7 () 6 () 7 () 6 () 7 () 6 () 7 () 6 () 7 () 6 () 7 () 6 () 7 () 6 () 7 () 6 <td>緑 () </td> <td>1~4(略) 5 避難所の開設</td> <td>対策本部</td> <td>初勢態態</td> <td>(略)</td> <td>1、2 道名員公理各数 都策創は除半 7 総員に名 情聴理 1 名 で</td> <td>の『、整職』、一築(主 - 務理る (課長定 - 員2 施備員 住夕指課査 課職職 広長を職 本の 設課の 宅ウ導長職)、・員 報、除員 部</td> <td>1~4(略)5 避難改 備</td> <td></td> <td></td>	緑 ()	1~4(略) 5 避難所の開設	対策本部	初勢態態	(略)	1、2 道名員公理各数 都策創は除半 7 総員に名 情聴理 1 名 で	の『、整職』、一築(主 - 務理る (課長定 - 員2 施備員 住夕指課査 課職職 広長を職 本の 設課の 宅ウ導長職)、・員 報、除員 部	1~4(略)5 避難改 備		

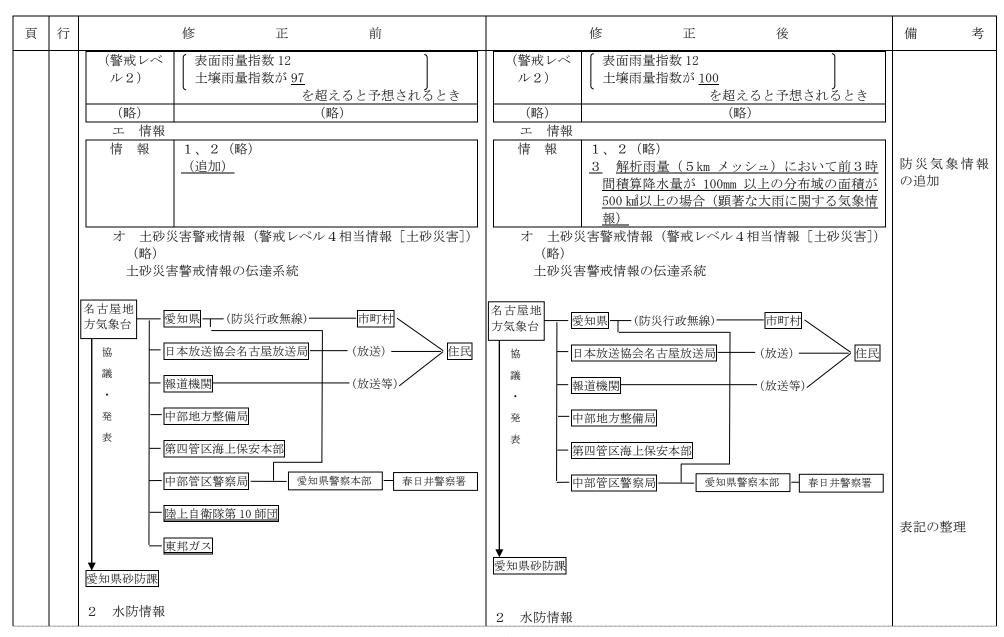
頁	行	修		正	前		修		正	後		備	考
		第1次非常勢	(略)	1、2(略) (追加) 3 技術部の 施課での課 施課の出 (追加) 4~10 (追加) 11 失例 12 大子 13 大術部の 施課の (単一) 4 (追加) 11 財集 12 対象 13 対象 14 (追加) 15 (本) 16 (本) 17 対象 18 (本) 19 (本) 11 対象 12 (本) 13 (本) 14 (本) 15 (本) 16 (本) 17 (本) 18 (本) 19 (本) 10 (本) 11 (本) 12 (本) 12 (本) 12 (本) 12 (本) 13 (本) 14 (本) 15 (本) 16 (本) 17 (本) 18 (本) 19 (本) 10 (本) 11 (本) 12 (本) 12 (本) 13 (本) 14 (本) 15 (本) 16 (本) 17 (本) 18 (本) 18 (本) 19 (本) 10 (本) 11 (本) 12 (本) 12 (本) 12 (本) 12 (本) 12 (本)	禄地課、都市整は、全職が開発して、おります。	(略)	第 非 備	(略)	1、2(略) 3 道む3分の2 (2の			
		第2次 非常配 備態勢	(略)	1、2 (略) (追加) 3~7 (略) (追加) 8 (略)			第2次非常配備態勢	(略)	1、2 (略) 3 道路課は管理 を含む3分の2 職員 4~8 (略) 9 消防補助員2 補助班のうち割	<u>2 の</u> <u>本部</u>			
96	7	第2節 広域応援等の 災害時において、下			応急対策を	円滑に実施			及び受入れ を踏まえ、春日井7		<u>:の</u>	春日井市	ī災害

頁	行			正	前			正		備	考
		できないと認る機関の応援を関		_速やかに他	の地方自治体及び関係	が発表される		合には、速やか	情報 (巨大地震警戒) いに他の地方自治体及	時受援計 策定に伴 正	
						<u>なお、要件</u> 国や県の応援	<u>+を満たさない自然</u> その状況を踏まえる	然災害が発生し つつ、応援の受	た場合においても、 大れ体制を構築する	11.	
		,		爰要求(災害	対策基本法第 67 条)	1、2 (略 3 他の市町	• •		策基本法第 67 条)		
		(1) (略) (2) 東尾張 ⁵	也区市町及び連約	各担当部局		(1) (略) (2) 東尾張	長地区市町及び連約 かんしゅん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんし	各担当部局			
		市町村	担当部課名	住所	連 (FAX) (B) (防災行政 (無線電話)	市町村	担当部課名	住 所	重		
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	月秋 亦百) = L
		尾張旭市	総 務 部 <u>災害対策室</u>	(略)	(略) (略) (略)	尾張旭市	総 務 部 <u>危機管理課</u>	(略)	(略) (略)	名称変更 る修正	ان کم
		(略)	(略)	(略)	(略) (略) (略)	(略)	(略)	(略)	(略) (略) (略)		
		豊山町	<u>総 務 部</u> 防災安全課	(略)	(略) (略) (略)	豊山町	企画調整部 防災安全課	(略)	(略) (略) (略)		
		春日井 る。なお、 ア、イ ウ 代表F	令和 <u>3</u> 年度は、	ブロックのイ <u>岸和田市</u> が [。] 弱	代表市へ応援を要請す 代表市となっている。	春日す る。なお ア、イ ウ 代表	6、令和 <u>4</u> 年度は、	ブロックの代 <u>加古川市</u> が代 ^ਗ	表市へ応援を要請す表市となっている。	代表市変よる修正	更に
		担当課	住所		連絡先 TAX	担当課	住所		連絡先 電話 FAX		

頁	行	修 正 前	修 正 後	備考
		危機管理部 危機管理課大阪府岸和田市岸城町 7 番 1 号072-423-9437 072-423-69334、5 (略)6 他の地方自治体等 その他の地方自治体及び団体からの応援申込みがあったときは、人材は動員部、物資は物資供給部において関係する各部と調整をとり、受入体制を整える。	防災部 防災対策課兵庫県加古川市加古川町 北在家 2000 番地079-427-9717 079-427-36234、5 (略)6 他の地方自治体等 その他の地方自治体及び団体からの応援申込みがあったときは、本部事務局部総務班が窓口となり、 以受入体制を整える。	表記の整理
104	20	第3節 自衛隊の派遣要請及び受入れ 2 救援活動内容 項目 内容 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (整度) (地) (地) (地) (地) (地) (略) (地) (略) (地) (地) (地)	第3節 自衛隊の派遣要請及び受入れ 2 救援活動内容 項目 内容 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (格食及び給水 被災者に対し、給食及び給水を実施する。 (略) (略) 3 派遣部隊の受入れ (1)~(4) (事料 「様式・資料集」(略) (削除)	表記の整理 対策の追加 表記の整理
108	28	第2章 情報の収集及び伝達 第1節 通信連絡体制 3 通信の運用 (1)、(2) (略) (3) 直接通信連絡線(ホットライン)は、次の機関との通信連絡に活用する。 機関名 (略) 東邦ガス株式会社設備部名古屋地域センター春日井事業所 4 非常通信 (1) 非常通信の依頼 (略)	第2章 情報の収集及び伝達 第1節 通信連絡体制 3 通信の運用 (1)、(2) (略) (3) 直接通信連絡線(ホットライン)は、次の機関との通信連絡に活用する。 機関名 (略) 東邦ガス <u>ネットワーク</u> 株式会社設備部名古屋地域センター春日井事業所 4 非常通信 (1) 非常通信の依頼 (略)	表記の整理







頁	行	,	修正	前			修正	後		備	考
		(1) (略) (2) 水防予警報 ア 庄内川海 (略) 種 類	報の発表基準等 供水予報	発 表 基	二、沖		警報の発表基準等 川洪水予報)	発表	註 淮		
		(略) (洪水警報 ((略) (略) (艦危険情報	(略) (略) (追加)	5 14	(略) 洪水警報	(略) (略) (略) 氾濫危険情報	先 表 を (略) (略) ・急激な水位上		基準追加	に伴
			温温度情報 (警戒レベル4相 情報「洪水」)				(警戒レベル4相当情報「洪水」)	なく氾濫危険水(らに水位の上昇) ときに発表する。	位を超え、さ が見込まれる	う修正	1
	•	,	(略)	<u>(略)</u> (略)			(略)	<u>(略)</u> (略)			
120	25	市長は、人的を害、火災、土砂を生直後においては医療機関にいるが連情報の収集にあ	災害の発生状況等 は、概括的被害情 負傷者の状況等、	不明者の数を含む) の情報を収集する。 報、ライフライン 被害の規模を推定	。特に災害発 被害の範囲、	市長は、人 建築物の被害 特に災害発生 害の範囲、医 るための関連	情報の収集及び伝達 的被害の状況(<u>安否</u> 2 :、火災、土砂災害の :直後においては、概 療機関にいる負傷者 情報の収集にあたる	下明者・行方不明者 発生状況等の情報 括的被害情報、ラ の状況等、被害の	る 日本収集する。 日フライン被	表記の整理	1
		講じた地域等を	地図上に表示する 報システムを有効/	<u>の発生地域、避難</u> ことができる <mark>県防</mark> こ活用するものとす	災情報システ	(略) <u>報告にあた</u> のとする。 1 情報の収	<u>.り</u> 、市長は県防災情 集及び伝達	報システムを有効	かに活用するも	県防災情報 ステムのは 更新に伴	改修
		(1) (略) (2) 情報収集2 イ 人的被領 (略)	方法			(1) (略) (2) 情報収 イ 人的 (略)	集方法 被害				
				当たっては、人的 [;] を使用し、 <u>被害者</u>		被害調 保存す	、人的被害の把握に 査票(第 15 号様式) る。) (略)			表記の整理	I
			部からの死亡者収約	容状況		· · · · · ·	民窓口部窓口班から	の死亡者収容状況		表記の整理	<u> </u>

頁	行		修	正	前			修	正	後		備	考
		(3) 情報	収集・伝達項目				(3) 情幸	B 収集・伝達項目					
		収集・伝達	産の対象となる被	害等	伝達P	勺容	収集・伝	達の対象となる	波害等	伝達	内容		
		(略)	(略)		(略)		(略)	(略)		(略)			
			(略)		(略)			(略)		(略)			
		人的被害	行方不明者				人的被害	安否不明	者・行方不明者			表記の整	E 理
			(略)		1			(略)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
		(略)	(略)		(略)		(略)	(略)		(略)			
		2 建物の	被災調査		V H/		, ,,,,)被災調査		V. F./			
		(1) 実地	調査				(1) 実均	也調査					
		情報	管理部収集整理现	Eは調査班を編	成し、全棟初	皮災地域に	情報	设置理部収集整理	型班は調査班を編	扁成し、被災均	也域におい		
			被害調査を実施し				て被害	『調査を実施する	0			表記の整	理
			、実地調査に当た				なお	。 、実地調査に当	<u>たっては、被害</u>	状況調査票(第 15 号の		
		<u>票</u> (第	15 号様式) を使り	用し、被災者台	帳として保存	字する。	2 様式	じ を使用し、被	災者台帳を作成	し保存する。			
		3 県への	報告				3 県への)報告					
		(1) (略)				(1) (⊯	答)					
		(2) 報告	の対象となる被害	4、内容等			(2) 報台	号の対象となる被	害、内容等				
		ア、イ	(略)					(略)					
			告要領は、次のと					B告要領は、次の					
		区分		要する	場合	報告先	区分		要する	場合	報告先		
		(略)	(略)			(略)	(略)	(略)			(略)		
			1 (略)			(略)	砂防施	1 (略)			(略)	表記の整	≠ ≭⊞
		設被害	2 土石流危険		石流等の土		設被害	_(削除)_				衣記の登	经生
			砂流出が発生し										
			3 土石流危険消						2土砂流出により				
			出により負傷						なび人家、公共旅				
			家、公共施設及						人上の被害がを生				
			被害がを生じた		らの被害の			びこれらの被	害の恐れが生じ	たとき。			
			恐れが生じたと	- 0				(M. L. A.)					
			4 急傾斜地崩塌	悪危険箇別で斜	面崩壊が発			(削除)					
			生したとき。	+ + + + + + + + + + + + + + + + + + +	- A-1 111 1			a Allerticity) = 16 el				
			5 急傾斜地崩塌						発生し、人的被				
			が発生し、人自		•				ドに一部破損以」	ヒの被害があ			
			物等に一部破	損以上の	かめつたと			ったとき。					

頁	行	修 正 前			修	正	後		備	考
		き。 6 (略) (略) (略) 4 (略) 5 重要な災害情報の収集及び伝達 (1)、(2) (略) (3) 安否情報 (略) ただし、安否情報の提供については、応急救急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安にあたっては、被災市民及び第三者の権利権益することのないよう配慮する。 (追加)	也の重要業務に で否情報の提供	(1)、(2) (3) 安否 (たた 急度 を を を を を で あるこ 者 で が き で が が が が が が り で り で り で り で り で り で り	5情報	提供については 害拡大防止に直 行うとともに、 民及び第三者の 慮する。 <u>速な把握による</u> とめるときは、県 安否不明者の氏	結する他の重実際の安否情権利権益を不 救助活動の努 の定める公司 名等を公表し	重要業務に 情報の提供 下当に侵害 助率化・円 長方針に基 し、その安	愛災る者者の策知害安・死表に県時否方者方の	お明明の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の
131	3	第4節 市民への広報及び相談窓口 4 広報の手段 (1) (略) (2) マスメディア ア 災害情報の報道要請 災害情報の報道は、情報管理部でとりまと 局部へ報告するとともに、 <u>広報担当者が</u> 報道 る。 イ 災害情報の提供 情報管理部広報 <u>担当者</u> は、報道機関に対し 発表を行う。 5 (略) 6 各種相談窓口の開設 市は、 <u>混乱が終息したときは、</u> 市民からの問い に対応するため、関係機関と連携し、必要に応じ	道機関へ要請す て適宜情報の 合わせや相談	第4 4 (1) (2) ア 本 (2) ア 本 イ 発略種は、 5 6 6 6 6		請 、情報管理部 <u>広報</u> するとともに、 <u>達班</u> は、報道機 合わせや相談に	報道機関へ要 関に対して通 対応するため	請する。 適宜情報の	表記の整:表記の整:	

頁	行	修正前	修 正 後	備	考
		口を開設する。			
134	8	214 - 1 11414 24 24 24 114 24	第3章 消防・救助活動		
		第1節 消防活動	第1節 消防活動		
		2 異常時の消防活動	2 異常時の消防活動		
		(1) (略)	(1) (略)		
		(2) 消防巡視	(2) 消防巡視		
		消防署及び消防署各出張所は、春日井市内の地域における	消防署及び消防署各出張所は、春日井市内の地域における		
		雨量が次の一定の基準に達したとき又は災害の発生のおそれ	雨量が次の一定の基準に達したとき又は災害の発生のおそれ		
		があるときは、通信指令室からの一斉指令により、危険箇所	があるときは、通信指令室からの一斉指令により、水防危険	表記の整理	<u> </u>
		及び危険区域の巡視を行う。	箇所及び危険区域の巡視を行う。		
		3 危険物施設等応急対策	3 危険物施設等応急対策		
		(1) 消防公安部及び関係機関	(1) 消防公安部及び関係機関		
		ア、イ (略)	ア、イ (略)		
		ウ 災害の規模状況を判断し、必要に応じて周辺住民に対す		+=== a =++==	,
		る避難の <u>勧告又</u> は指示を行い、消防相互応援協定に基づく	る避難の指示を行い、消防相互応援協定に基づく近隣市町	表記の整理	1
		近隣市町及び知事に対し応援を要請する。 4 航空機事故による災害対策	及び知事に対し応援を要請する。 4 航空機事故による災害対策		
		4 加空機争政による灰舌刈束 (1)、(2) (略)	4 加全機争びによる灰舌刈束 (1)、(2) (略)		
		(1)、(2) (10) (3) 応援協力関係	(1)、(2) (10) (3) 応援協力関係		
		(略)	(略)		
		における消防活動に関する業務協	における消防活動に関する業務協		
		定 (資料 5 —43)	定 (資料 5 - 54)	表記の整理	1
		た (質が <u>も</u>) 5~7 (略)	た (真れ o <u>bu</u>) 5~7 (略)	衣 記り正生	
		8 林野火災対策	8 林野火災対策		
		(1) (略)	(1) (略)		
		(2) 市の措置	(2) 市の措置		
		シ 空中消火活動の必要があると認められる場合は、県に対	シ 空中消火活動の必要があると認められる場合は、名古屋	表記の整理	1
		して県防災へリコプター支援協定に基づく防災へリコプタ	市に対して <mark>愛知</mark> 県における航空機を用いた市町村等の消防		-
		一の出動を要請する。	支援協定に基づく防災へリコプターの出動を要請する。		
146	2	第2節 救助活動	第2節 救助活動		
		風水害等の災害に伴う人命救助及び行方不明者の捜索活動は、	風水害等の災害に伴う人命救助及び安否不明者・行方不明者の	表記の整理	1
		消防公安部が中心となり、各部及び関係機関と連携して活動体制	捜索活動は、消防公安部が中心となり、各部及び関係機関と連携		

頁	行	修 正 前	修正後	備考
		を確立し、可能な限り早期に開始する。	して活動体制を確立し、可能な限り早期に開始する。	
		2 行方不明者の捜索活動	2 <u>安否不明者・</u> 行方不明者の捜索活動	
		(1) 行方不明者の存否確認	(1) <u>安否不明者・</u> 行方不明者の存否確認	
		ア 市は、警察、地域住民等の協力を得て、行方不明者の存	ア 市は、警察、地域住民等の協力を得て、安否不明者・行	
		否を確認する。	方不明者の存否を確認する。	
		イ 行方不明者の確認に当たっては、避難状況、医療機関へ	イ <u>安否不明者・</u> 行方不明者の確認に当たっては、避難状況、	
		の収容状況等を基に、住民基本台帳と照合して行う。	医療機関への収容状況等を基に、住民基本台帳と照合して	
			行う。	
		ウ 捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登	ウ 捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登	
		録の有無にかかわらず、市域内で行方不明となった者につ	録の有無にかかわらず、市域内で <u>安否不明・</u> 行方不明とな	表記の整理
		いて、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集	った者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な	
		に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市	情報の収集に努める。また、 <u>安否不明者・</u> 行方不明者とし	
		町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当	て把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていること	
		該登録地の市町村又は都道府県(外国人のうち、旅行者な	が判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県(外	
		ど住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて	国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は	
		大使館等)に連絡する。	必要に応じ国を通じて大使館等)に連絡する。	
		(2) 行方不明者の捜索	(2) 安否不明者・行方不明者の捜索	
		ア 市は、警察、自衛隊、地域住民等の協力を得て、行方不	ア市は、警察、自衛隊、地域住民等の協力を得て、安否不	
		明者の捜索を実施する。	明者・行方不明者の捜索を実施する。	
		イ 市は、避難所等に行方不明者の捜索情報を提供し、関係	イ 市は、避難所等に <u>安否不明者・</u> 行方不明者の捜索情報を	
		情報の入手に努める。	提供し、関係情報の入手に努める。	
		ウ 行方不明者の捜索期間は、災害発生の日から概ね 10 日間	ウ 安否不明者・行方不明者の捜索期間は、災害発生の日か	// N = N
		とし、なお捜索を必要とするときは、本部長の指示により	ら概ね3日間とし、なお捜索を必要とするときは、本部長	災害救助法の
		実施する。	の指示により実施する。	規定に則した
		エ 救出作業中又は行方不明者捜索中に発見された遺体は、	エ 救出作業中又は安否不明者・行方不明者捜索中に発見さ	修正
		速やかに警察官の検視及び医師の検案(原則として鑑察医)	れた遺体は、速やかに警察官の検視及び医師の検案(原則	
		に付し、身元が判明次第遺族等に引き渡す。	として鑑察医)に付し、身元が判明次第遺族等に引き渡す。	
147	23	第3節 広域応援の要請	第3節 広域応援の要請	
		2 知事への応援要請	2 知事等への応援要請	
		(1) (略)		本司の敷理
		(2) 県防災ヘリコプター応援要請	(2) 名古屋市消防航空隊支援要請	表記の整理
		災害発生直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動及び災害内急活動な沢声から思過に行うなめ、火悪に内に、加	災害発生直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動及び災害内急活動なる。四週に行うため、必要に対し、	
		び災害応急活動を迅速かつ円滑に行うため、必要に応じ、 <u>知</u>	び災害応急活動を迅速かつ円滑に行うため、必要に応じ、 <u>名</u>	

頁	行	修正	前	修 正 後	備考
		<u>事</u> に対して <u>防災航空隊防災</u> ヘリコブ	ターの出動を要請する。	<u>古屋市消防長</u> に対して <u>名古屋市消防航空隊</u> の る。	り出動を要請す
		ア 応援要請をするときは、あらか		ア 応援要請をするときは、あらかじめ名古り	
		<u>課防災航空グループ</u> に電話等によ ら、 <u>緊急出動要請書</u> を <u>知事</u> に提出		話等により必要な速報を行ってから、 <u>航空権</u> <u>請書を名古屋市消防長</u> に提出する。	機 <u>隊又援田劉安</u>
		イ 緊急時応援要請連絡先		イ 緊急時応援要請連絡先	
			<u>0568-29-3121</u>	電話 0568-54-1	
		防災安全局消防保安課 FAX 防災航空グループ 防災行政	<u>0568-29-3123</u> 無線 8200−31、32	<u>8 時 45 分から 17 時 30 分</u> FAX <u>0568-28-0</u> 名古屋市消防航空隊 (削除)	<u> </u>
			:無線 FAX 8200-11	<u>112.11.11307/LL工家</u>	
				17時30分から8時45分 電 話 052-961-0	
		次心「松子、次心在」並加且	・((、 リープカー取名)字位	<u>名古屋市防災指令センター</u> FAX <u>052-953-0</u>	<u>)119</u> 表記の整理
			<u> </u>	_(削除)_	衣記の発生
			コプター緊急運航基準		
		(資料 6			
		<u>着陸帯設</u> (資料 6	定時における留意事項		
		3 緊急消防援助隊等	<u> </u>	 3 緊急消防援助隊等	
		(略)		(略)	
		消防公安部は、「春日井市緊急消防技		消防公安部は、「春日井市消防本部受援計画」(
		確な受け入れ体制を早期に確立し、体 4 (略)	制を整えるものとする。	け入れ体制を早期に確立し、体制を整えるものと 4 (略)	とする。 春日井市消防 本部受援計画
		5 他の消防機関からの応援要請に基づ	く出動	5 他の消防機関からの応援要請に基づく出動	を策定したこ
		(略)		(略)	とによる修正
		消防相互応援に関する協定	(4 4 W HH	消防相互応援に関する協定	
		協定名称 1 愛知県内広域消防相互応援協定	協定機関 (略)		協定機関
		1 愛知県内広域消防相互応援協定	「中台ノ	1 愛知県内広域消防相互応援協定 (略) (資料 5 -52)	
		2 消防相互応援協定(資料 5 - 48)	(略)	2 消防相互応援協定(資料 5 - <u>53</u>) (略)	
		3 愛知県名古屋飛行場及びその周辺	に (略)	3 愛知県名古屋飛行場及びその周辺に (略)	
		おける消防活動に関する業務協定		おける消防活動に関する業務協定	表記の整理
	<u> </u>	(資料 5 - <u>49</u>)		(資料 5 - <u>54</u>)	以 即少正在

頁	行		修		正		前			修	正	後		備	考
				道路におけ	る消隆	坊相互	(略)		4		道路における消	i防相互 (略	.)		
				爭 5 − <u>52</u>)						応援協定(資					
150	3	第4節 防災	(活動拠)	点の確保等	及び気	受援体制0)整備		第41	6 防災活動拠	点の確保等及び	受援体制の整	備		
		1 (略)		1			1		1	(略)	_				
			尔	所 在	地	面積		要		名 称	所 在 地		摘要		
		白山運動広	場	(略)		<u>1.8</u> ha	(略)			運動広場	(略)	<u>1. 6</u> ha	(略)	面積の変	
		(略)		(略)		(略)	(略)		(略	<u> </u>	(略)	(略)	(略)	伴う修正	
		総合体育館プール駐車		(略)		<u>0. 5</u> ha	(略)		1 1 ' ' '	・体育館・温水 ル駐車場	(略)	<u>2. 0</u> ha	(略)		
		2 市及び県	具は、国 [・]	や他の地方	5公共	団体等か	らの応援	職員等を迅	2 ī	方は、「春日井市	5災害時受援計画	画」に基づき、	国や他の地方公	春日井戸	
		速・的確認	_ ご受け入:	れて情報共	は有や?	各種調整	等を行う	ための受援	共同	団体等からの応	援職員等を迅速	豆・的確に受け	入れて情報共有	時受援語	
		体制の整備									うための受援体			定に伴う	
								員確保制度					策職員 <u>派遣</u> 制度	表記の整	理
								の習熟、発					方法の習熟、発		
		災時におり		な活用の促	進に多	努めるもの)とする。				な活用の促進に	.努めるものと	する。		
151	16	第4章 水防								章 水防活動					
		第1節 水防 2 水防配備								かか 水防体制 ト防配備態勢					
		(1) 水防酉		の種類及び	陆土部						の種類及び時期				
		(1) /1(9)1		<u>ア怪類及し</u> 配備態勢	L./1 2.2.1		两	!備時期	(1)		ジ <u>権類及しい列</u> 配備態勢	<u> </u>	配備時期		
		数 初動態		2名(指定	〒10 課	※1を除く」			##	(削除)	(削除)		(略)	態勢の変	変更に
		音	-	舎内各部管				,	当一世	(14418418	(1331/34/		(117)	伴う修正	
		警 初 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別		制で指定)					警戒態勢						
		一	省番者	<u>6</u> 名(<u>初</u> 重	助当番	者2名に	<u>50</u>		劉	1次当番者	3名(指定10調	₹¾1の管理職			
				<u>え、</u> 指定1	0課※1	の管理職_	2				<u>1</u> 名及び指定10	0課**1を除く			
				名及び指定							庁内各部管理職	哉2名を輪番			
				内各部管理	里職 2	名を輪番	制				制で指定)				
				で指定)								1. Wa			
		2次当		12名(1次						2次当番者	9名(1次当番				
				消防本部を							消防本部を除く				
				主査職 6 名 定)	占を輔	番制で指					主査職6名を輸 定)	冊番削ぐ指			
		水防初動態		<u>疋)</u> (略)			(略	.)	7K 17#	初動態勢	<u>疋)</u> (略)		(略)		
L		ノントランプンヨハお	プリ	((四	/	71/19		((4日 /	L	

頁	行	修	正	前	Ī	修		正 後	ź	備	考		
		水防第1次配備 態勢	 ・動員部の課は、 主査職の各1名 (略) (略) ・市民安全課<u>全員</u> 水課及び下水建設 			水防第 1 次 <u>非常</u> 配備態勢	は、管理職 <u>る職員の</u> 各 (略) (略) ・市民安全 及び下水建	救護福祉部の課 及び別に指示す 1名 :課、河川排水課 :設課は全員		態勢の選件う修正表記の整			
		水防第2次配備 態勢	(略)		(略)	水防第2次 <u>非常</u> 配備態勢							
153	22	第2節 水防活動の 水害が発生し、又 及び財産を保護する 警戒、水防作業を実	ては発生するおそれ なため、関係機関と			第2節 水防活動の 水害が発生し、又 及び財産を保護する 監視、警戒、水防作	スは発生する。 ため、関係	機関と連携して水		表記の生	连理		
156	8	第5章 救援及び救 第1節 避難 1 避難情報 (略) 洪水等に対して を確保できるか等 「 <u>屋内</u> 安全確保」 (略) (1)、(2) (略)		、居住者等も可能であ	が自らの判断で	第5章 救援及び救 第1節 避難 1 避難情報 (略) 洪水等に対して を確保できるか等	文護 では、ハザー 学を確認した の措置をと	ドマップ等により うえで、居住者等 ることも可能であ	が自らの判断で	表記の鏨	※理		
		なお、夜間、	· · · · · · ·			なお、夜間、	- 合には、その ら 登難を発令	<u>者等避難</u> を発令す 前の夕刻時点にお する。		表記の鏨	選		

頁	行	修 正 前	修 正 後	備考
		(6) 常に市の本部と情報連絡を行い、正しい情報を <u>収容者</u> に知らせて流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。 (略) また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情	(6) 常に市の本部と情報連絡を行い、正しい情報を <u>避難者</u> に知らせて流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。 (略) また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情	表記の整理
		報提供方法について、「 <u>愛知県</u> 避難所運営マニュアル」」の「避 難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮するこ と。	報提供方法について、「 <u>春日井市</u> 避難所運営マニュアル」」の 「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮す ること。	表記の整理
		(7) (略) (8) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性	(7) (略) (8) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男 女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女 性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性	
		用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努め	用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブ ザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性 や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努め	
		る。 <u>(追加)</u>	る。 <u>また、避難者の中にはDVやストーカー等の被害者が含まれている可能性もあることから、避難者名簿等の個人情報の</u> 管理を徹底する。	対策の追加
		(9)、(10) (略) (11) 避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員、	(9)、(10) (略) (11) 避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委	
		自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。 7、8 (略)	員 <u>・児童委員</u> 、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。 8、 <u>9</u> (略)	表記の整理
		(追加)	<u>資料 「様式・資料集」災害時における一時避難施設とし</u> ての施設利用に関する協定 (資料 5 - 28)	協定の締結に よる追加
165	22	第2節 給水 5 広域応援の受入れ 給水活動及び復旧活動に対して、他の地方自治体等から応援 の申出があったときは、技術部 <u>において</u> 調整の上、受け入れ <u>る</u> 。	第2節 給水 5 広域応援の受入れ 給水活動及び復旧活動に対して、他の地方自治体等から応援 の申出があったときは、本部事務局部総務班を窓口として、技	表記の整理
		6 感染症に対する措置 (略)	術部 <u>と</u> 調整の上、受け入れ <u>を検討する</u> 。 6 感染症に対する措置 (略)	

頁	行	修	正	前		修		正	後	備	考
		資料「様式・資料集」	(資料5-41) (資第45-42) (資第45-42) (英) (英) (英) (英) (英) (英) (英) (大) (英) (大) (英) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大	- こよる相互応援協定 (2) 経急応援給水に関する 5-43) ける飲料水の供給に関 資料5-44) の使用に関する変更協 5-45) の使用に関する協定	資料	「様式・資	資料集」	(資料 5 - 46) 水道事は 5 - 47) 災 1	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	表記の整理	1
167	30	第3節 食糧 2 炊出し (1) 主食等の調達 ア、イ (略) ウ <u>なお</u> 、緊急に必要とですることができるほか、産省(<u>政</u> 策統括官)に要いずれの場合も、する。 (2) 炊出しの方法 ア 物資供給可体、自衛隊等 イ〜エ (略) オ 他の団体等からの炊たが関係各部と調整の上、	する場合は電 通信途絶な 要請を行うこ 速やかに知 部と調整の 等の協力を得 出しの申出に	話等により知事に依頼 どの場合には、農林水 とができる。ただし、 事に報告するものとす 上、避難所 <u>内自治組織</u> 、 て行う。	頼を省 水がず。 (2) ア (2) ア (5。 イオ ついて イオ ついて	を の で は に に に に に に に に に に に に に	き () 事 () 事 () は () は () が () は () が () は () が () が () は () が () は () が () は () が () は () が () に () が () に () が () に () が () に () が () に () が () が	とする場合は電 い、通信途絶な 要請を行うこと 速やかに知事 外部と調整の上、 各種団体、自衛 への団体等か 不総務班を窓口	話等により知事に依 どの場合には、農林 ができる。ただし、 に報告するものとす 、避難所 <u>運営委員会</u> 隊等の協力を得て行 らの炊出しの申出に として、物資供給部	表記の整理表記の整理表記の整理	1

頁	行	修 正 前	修正後	備考
		カ 炊出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所 等における被災者の食生活支援・相談を行う。	カ 炊出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。 <u>また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保に努める。</u>	表記の整理
		4 食糧等の調達に関する協定 (略)	4 食糧等の調達に関する協定 (略)	
		資料 「様式・資料集」(略) 災害時における物資調達に関する 協定(資料5-63~68)	資料 「様式・資料集」(略) 災害時における物資調達に関する 協定(資料 5 -70~76)	
		災害時における支援協力に関する 協定 (資料 5 - 76、77、79、83、84)	災害時における支援協力に関する 協定 (資料 5 - <u>82、83、85、89、90、92)</u>	
		(略)	(略)	
170	3	第4節 生活必需品 2 調達及び搬送 (1) (略) (2) 調達品	第4節 生活必需品 2 調達及び搬送 (1) (略) (2) 調達品	
		ウ 調達品は、 <u>避難所等へ直接搬入する</u> ことを原則とする。 <u>直接搬送</u> が困難なときは、 <u>物資集配拠点に受け入れ、各避難所等へ搬送する。</u> (3) 救援物資 ア (略)	ウ 調達品は、物資集配拠点に受け入れ、各避難所等へ搬送 することを原則とする。集約が困難なときは、避難所等へ 直接搬送する。 (3) 救援物資 ア (略)	表記の整理
		なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される <u>場合がある</u> ことに留意する。 3 供給方法 (1) (略)	なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による <u>食料、毛布等を始めとする主要8品</u> <u>目の</u> 物資輸送が開始されることに留意する。 3 供給方法 (1) (略)	表記の整理
		(2) 避難所等での受入配布については、避難所 <u>内自治組織</u> 、ボランティア等の協力を得て実施する。 4 (略) 5 物資の調達に関する協定 (略)	 (2) 避難所等での受入配布については、避難所<u>運営委員会(食料・物資班)</u>、ボランティア等の協力を得て実施する。 4 (略) 5 物資の調達に関する協定 (略) 	表記の整理

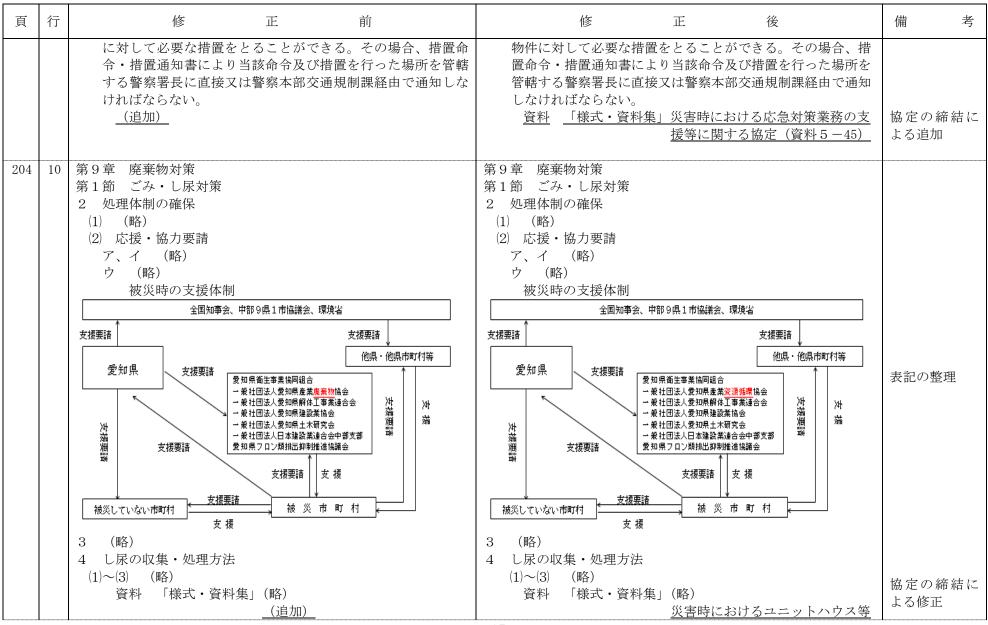
頁	行	修	正	前		修		正	後	備	考
		資料 「様式・資料集」	災害時における4 協定(資料5-6		資料	「様式・資	資料集」	災害時における 協定(資料5- 災害時における	5物資調達に関する - <u>71〜78、80</u>) 5支援協力に関する <u>33〜86、90、91</u>)	表記の整	理
174	7	第5節 医療 4 被災者の健康管理 (1)~(4) (略) 資料 「様式・資料集」	(資料5- <u>54</u>) 災害歯科医療救 (資料5- <u>55</u>) 災害時における 品の供給並びに に関する協定(資 春日井市と一般を 師会との災害時	護に関する協定 医療品及び医療用 薬剤師の派遣協力 資料5-56) 社団法人薬剤師医 医療用医薬品の備 ける相互協力に関	第5節 医療 4 被災者の (1)~(4) (資料	健康管理	資料集」	(資料5- <u>61</u>) 災害時における 品の供給並びに に関する協定 春日井市と一般 師会との災害時	な護に関する協定 の医療品及び医療用 に薬剤師の派遣協力 (資料5-62) は社団法人薬剤師医 好を療用医薬品の備 のける相互協力に関	表記の整	理
180	28	第8節 遺体の処理 6 遺体安置所の開設 <u>衛生部は、避難所となっ</u> 物を施設管理者と協議の上、 7 (略) 8 遺体の埋火葬 (1) 死亡届出書の受理、火勢 死亡診断書又は死体検急 るとともに、火葬(埋葬) (2) (略) (3) 埋火葬 <u>火葬(埋葬)</u> 許可証を確原則として尾張東部聖苑で	ていない中学校の 遺体安置所として <u>達(埋葬)</u> 許可証の 案書が添付された _許可証を交付する 確認し、遺体を埋	【衛生部】 体育館等公共建築 て開設する。 の交付 死亡届書を受理する。 火葬する。火葬は	建築物を施 7 (略) 8 遺体の埋 (1) 死亡届 死亡影 るとと (2) (略) (3) 埋火葬 死体火	所の開設 <u>1部</u> は、避難 設管理者と !火葬 出出書の受理 もに、死位 : : <u>葬</u> 許可証を	と協議の 里、 <u>死体</u> 死体検第 本 <u>火葬</u> 許 を確認し	よっていない中 0上、遺体安置所 0上、遺体安置所 5 <u>火葬</u> 許可証の交 5書が添付された 5可証を交付する	【市民窓口部】 学校の体育館等公共 「として開設する。 だ付 た死亡届書を受理す	表記の整表記の整表記の整	理

頁	行	修正	前	修	正	後	備	考
184	30	第9節 緊急輸送 1 緊急輸送手段の確保 (1)~(3) (略) (4) 緊急車両の調達等 イ 災害の規模等必要に応じ、協定 る。 協 定 先 (略) 株式会社トヨタレンタリース愛知 株式会社トヨタレンタリース名古屋 (追加) (5)~(7) (略) (追加)		第9節 緊急輸送 1 緊急輸送手段の確保 (1)~(3) (略) (4) 緊急車両の調達等	Total Control Cont	 E締結団体に協力を要請す 協定の内容 (略) 輸送車両の供給 機送用公用車 2) おける物資等の輸送及びでの確保等に関する協定 一80) おける物資輸送及び輸送 おける物資輸送及び輸送 おける物資輸送及び輸送 おおける物資輸送及び輸送 	協定のがおり、おります。 おいま おいま おいま おいま おいま おいま おいま おいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま か	緒に
		協定(資	·	2 燃料の確保 (略) 資料 「様式・資料集	」 (削除) 災害時に	おける物資調達に関する 料 5 - <u>70</u> ~ <u>75</u> 、 <u>77</u> 、 <u>79</u>)	表記の整理	里

頁	行	修	正	前	修	正	後	備	考
			(資料5- 災害時にま 車両の供給	 おける物資輸送及び輸送 に関する協定		(削除)			
			協定(資料			(削除)			
			関する協定 緊急通行車	はる自動車等の提供に (資料 5 - 29) に両等の事前届出・確認		(削除)			
		3 緊急航空輸送 本部事務局部は、緊急を <u>航空隊、</u> 自衛隊 <u>、</u> 県警 <u>等</u> の 請する。	要するときに			消防長を通じて	は、知事を通じて自衛隊 名古屋市消防航空隊等の する。		
185	29	第10節 帰宅困難者対策 2 徒歩帰宅者への情報提供 (略) また、JR 春日井駅におい 公共掲示板を活用し、最寄 日本放送協会(NHK)の緊急 情報を提供する。	りの避難所情	「報を提供するとともに、	送を放映するとともに 市政情報等を発信する	提供 おいては、 <u>日本</u> 、JR春日井駅及て ための公共掲示	放送協会(NHK)の緊急放 ドJR高蔵寺駅においては、 板を活用し、最寄りの避 有効な災害情報を提供す	表記の整理	里
187	4	第6章 要配慮者対策 第1節 支援対策 災害時に特別の配慮を要す 児、妊産婦、外国人等の要配 織、民生委員等の避難支援者 伝達を行うとともに、安否確	慮者に対し、 の協力を得つ	地域住民、自主防災組つつ、要配慮者への情報	第6章 要配慮者対策 第1節 支援対策 災害時に特別の配慮を 児、妊産婦、外国人等の 織、民生委員・児童委員	要配慮者に対し 等の避難支援者	の協力を得つつ、要配慮	表記の整理	里
		1、2 (略) 3 社会福祉施設等 (1) 介護サービスセンター	- <u>等の</u> 社会福	私施設の早期再開を図	1、2 (略) 3 社会福祉施設等 (1) 社会福祉施設の早	期再開を図り、	高齢者、障がい者等に対	表記の整理	I

頁	行	修 正 前	修正後	備	考
		り、高齢者、障がい者等に対する支援業務の充実に努 4 避難行動要支援者の避難支援 (1)~(3) (略)	4 避難行動要支援者の避難支援 (1)~(3) (略) (4) (略)		
		(4) (略) <u>(追加)</u>		協定の締結 よる追加	に
188	25	第2節 要配慮者への対応 1 児童への対応 (1) 教育委員会等と連携して災害による孤児や遺児の会 に努め、児童相談所等関係機関と協力して、保護な な措置を講ずる。		表記の整理	
		(2) 被災児童のPTSDをはじめとする精神的不安定(<u>るため、心のケアを実施する。</u> (注) PTSD (Post Traumatic Stress Disorder <u>外傷後ストレス障害</u>) とは、戦争、犯罪、事事 災害等の体験や目撃が契機となり、その事件に から数か月後に不安、孤独、孤立感等の精神 痛、吐き気等の身体症状を呈するものをいう。 淡路大震災において注目され、その対応につい 患者の心のケアの重要性が改めて認識される。 った。	ご対応す (削除) r:心的 改、自然 D数週間 定状、頭 阪神・ >では、	表記の整理	
		2~4 (略) (追加)	2~4 (略) 5 PTSDへの対応 救護福祉部と連携して、被災者のPTSDをはじめとする精神不安定に対応するため、心のケアを実施する。 資料 「様式・資料集」災害時における要援護者等の受入に関する協定(資料5-68)	表記の整理	
191	30	第7章 都市施設の応急対策 第1節 公共施設 道路管理者等公共施設の管理者は、災害発生時には速動体制を確立し、所管する施設の被害状況の把握、安全 応急復旧措置を講ずる。			

頁	行	修 正 前	修正後	備考
		ただし、気象条件等を踏まえ、 <u>巡視等に当たる</u> 職員等の安全を 最優先 <u>として情報収集に当たるもの</u> とする。 4 市庁舎等の公共施設 (1)、(2) (略) (3) 防災対策施設	ただし、気象条件等を踏まえ、職員等の安全を最優先とする。 4 市庁舎等の公共施設 (1)、(2) (略) (3) 防災対策施設	表記の整理
		(略) 資料 「様式・資料集」災害時における応急対策業務に関 する協定(資料 5 - <u>32</u> 、 <u>34</u>)	(略) 資料 「様式・資料集」災害時における応急対策業務に関 する協定(資料 5 - <u>36</u> 、 <u>38</u>)	
192	28	第2節 ライフライン 1 上水道 (1)、(2) (略) (3) 広報 (略) 資料 「様式・資料集」災害時における応急対策業務に関 する協定(資料5-37)	第2節 ライフライン 1 上水道 (1)、(2) (略) (3) 広報 (略) 資料 「様式・資料集」災害時における応急対策業務に関する協定(資料5-41)	表記の整理
		2~5 (略) 6 電話 (1) (略) (2) 株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社 <u>及び</u> ソフトバン ク株式会社	2~5 (略) 6 電話 (1) (略) (2) 株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク 株式会社及び楽天モバイル株式会社	表記の整理
196	20	第8章 交通対策及び災害警備 第1節 交通障害物の撤去 1 障害物の撤去 (略) 資料 「様式・資料集」災害時における応急対策業務に関	第8章 交通対策及び災害警備 第1節 交通障害物の撤去 1 障害物の撤去 (略) 資料 「様式・資料集」災害時における応急対策業務に関	
		する協定(資料5-32) 2 路上放置車両等に関する措置 (1) (略) (2) 自衛官及び消防職員の措置 派遣を命じられた自衛官及び消防職員は、警察官がその場 にいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行	する協定(資料5- <u>40~42</u>) 2 路上放置車両等に関する措置 (1) (略) (2) 自衛官及び消防職員の措置 <u>災害</u> 派遣を命じられた自衛官及び消防職員は、警察官がその場にいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な	表記の整理表記の整理
		を確保するため、緊急交通路において災対法第76条の3の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件	通行を確保するため、緊急交通路において災対法第76条の3 の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の	



頁	行	修	正	前		修	正	後	備	考
			(資料5-8 災害時におけ 関する協定 災害時におけ 関する協定 災害時の一般	- - - - - - - - - - - - - -			(資料5- <u>94</u>) 災害時におけ 関する協定(災害時におけ 関する協定(災害時の一般)) 応援に関する協定) るフロン類の回収に 資料5-95) る廃棄物の処理等に 資料5-96~99) 廃棄物処理及び下水 互応援に関する協定	表記の整理	里
207	8	第2節 がれき対策 1 流入した土石等の障害物の (1)、(2) (略) 資料 「様式・資料集」	ー)除去 災害時にお <i>i</i>		(1), (2)	土石等の障害物(略)		る応急対策業務に関	表記の整理	理
209	5	第10章 教育対策 第2節 学校教育の早期再開 3 学校給食 (1) 学校の再開に併せて速 各調理場(前並・稲口・日 お、被災状況等により完全 給食を実施する。 4 (略) 5 教科書・学用品等の供与	自山・東部) 全給食の実施	等の復旧に努める。な が困難な場合は、簡易	3 学校給食 (1) 学校の 各調理場 被災施す 4 (略) 5 教科書・	教育の早期再開 再開に併せて速 (前並・稲口・! 等により完全給 る。 学用品等の供与	白山・東部)の行 食の実施が困難	が実施できるよう、実用に努める。なお、な場合は、簡易給食	表記の整理	里
		(1) 避難部は、被災により し、就学上支障をきたした 対して教科書・学用品等を (略) (2) 県は、県立 <u>高等</u> 学校 <u>や</u> び生徒に対して自ら教科 からの応援要求事項を実施 ついては文部科学省へ、	上市立 <u>小・中</u> 学 →給与する。 →別支援学校 書・学用品等 布することが	校 <u>等</u> の児童 <u>及び</u> 生徒に 、私立学校等の児童及 の給与を実施、又は市 困難な場合、教科書に	し、就学 科書・学 (略) (2) 県は、 教科書・ を実施す	上支障をきたし 用品等を給与す 県立学校、私立 学用品等の給与 ることが困難な	た市立学校の児 る。 学校等の児童及 を実施、又は市 場合、教科書に	等を、喪失又はき損 童・生徒に対して教 び生徒に対して自ら からの応援要求事項 ついては文部科学省 済産業局へ調達につ	表記の整理表記の整理表記の整理	

頁	行	修	正	前		修	正	後	備	考
213	25	済産業局へ調達につき 第11章 災害救助法の適用 2 救助の種類 (略)			第 11 2	き応援を求める。 章 災害救助法の適用 救助の種類 略)				
		救助の種類	局地災害の場	7		救助の種類	局地災害の場合			
		(略) *** 市立 <u>小・中</u> 学校 <u>等</u> 児 用 童生徒分		(略)	学用	(略) 市立学校児童生徒 分		(略)		
		用		(略)	7品の給与	原立学校、私立学校 等児童生徒分		(略)		
		(略)		(略)	(田			(略)	表記の整理	<u>E</u>
218	8	第4編 災害復旧・復興計員第1章 市民生活安定のたる	•			編 災害復旧・復興計 章 市民生活安定のた&				
		第4節 市税の徴収猶予、		所管課、 <u>本部事務局部</u> 】	l l	早 市民生活安定のたる 節 市税の徴収猶予、》		【各所管課】	表記の整理	Į.
220	24	第2章 復興体制 3 職員の派遣要請		77 H BRY -1 HV 3-3/3/1944	第2	章 復興体制 職員の派遣要請	X2E 1	T I I I I I I I I	<u> </u>	
		(1) (略) (2) 他の普通地方公共団(条の17) 市長は、市の事務処		要請 (地方自治法第 252	(2)	(略) 他の普通地方公共団(条の 17) 市長は、市の事務処:		請(地方自治法第252		
		合、他の普通地方公共 することができる。	団体の長に対し	て、職員の派遣を要請		合、他の普通地方公共 することができる。 <u>特</u> いては、復旧・復興支 する。	に、技術職員の派	(遣を求める場合にお	対策の追加	П
228	3	資料3 気候 (1) 気温、風速、降雨量等	学			3 気候 気温、風速、降雨量等	等			

頁	行			修			正		前					修			Œ		後			備	考
		年月	氨 平均 °C		温 最低 °C	風 平均	据 品	降雨日数日	降雨里 mm	日最大月 日	降雨里 降雨里 mm	年 月	氮 平均 °C		最低	風 平均 m	速 最高 G	降雨日数日	降雨里 mm	月 日	降雨里 降雨里 mm		
		平成27年	16.7	42.0	-1.7	3.5	22.5	117	1,565.5	8月28日	57.0	平成28年	17.1	39.2	-5.0	3.4	16.6	114	1,506.5	9月20日	99.5		
		28	17. 1	39.2	-5.0	3.4	16.6	114	1,506.5	9月20日	99.5	29	16.2	37.7	-3.4	3.5	20_6	108	1,428.0	10月22日	144.0		
		29	16.2	37.7	-3.4	3.5	20.6	108	1, 428.0	10月22日	144.0	30	17.3	40.9	-4.0	3.6	28.4	122	1,441.0	8月12日	73.0		
		30	17.3	40.9	-4.0	3.6	28. 4	122	1, 441. 0	8月12日	73.0	会和元年	17.4	39.1	-2.3	3.5	18.4	112	1,378,5	10月25日	125.0		
		令和元年	17.4	39_ 1	-2_3	3_5	18_4	112	1,378.5	10月25日	125. 0	会和2年	17_3	39_2	-2_2	3_5	17_6	106	1.607.0	10月10日	<u>67. 0</u>		
		平成31年 1	5.3	13.3	-2.3	4.0	14.8	2	8.0	1月31日	7.5	<u> </u>	77	16.3	0.4	3.6	<u>15.3</u>	6	50.0	1月8日	23.0		
		2	7.4	18.2	-0.6	4.0	12.8	4	39.0	2月28日	16.0	2	7.2	19.4	-2.2	3.9	14.9	Z	48.5	2月16日	21.0		
		3		21.5	1.3	4.0	15.8	9	53.0	3月10日	16.0	3	10.7	24.1	0.6	3.9	16.8	10	115.5	3月8日	31.0	情報の追加	1П
		4	+	28.8	2.0	4.1	18.4	10	86.5	4月30日	20.0	4	13.5	27.0	4.1	4.6	14.8	Z	105.0	4月18日	33.0	月報がた	/μ
		5		36.0	8.5	3.7	13.5	7	109.0	5月21日	58.0	5	21.0	32.2	12.2	3.4	12.5	11	129.5	5月16日	50.5		
		6		34.1	16. 4	3.2	14.7	12	178.0	6月7日	68.5	6	25.1	35.0	17.6	3.1	10.0	10	225.5	6月30日	46.0		
		7	+	39.1	19.6	2.7	13.5	21	243.0	7月27日	39.5	Z	25.7	37.3	19.3	3.5	15.1	22	448.0	7月8日	66.0		
		8		38.9	21.9	3.4	17.5	13	190.0	8月16日	44.0	8	30.9	39.2	23.4	3.0	16.6	3	24.5	8月7日	19.0		
		9		38.3	17.7	3.1	15.2	13	73.5	9月4日	51.0	9	25.7	37.3	17.2	3.3	15.2	14	208.0	9月10日	40.5		
		11		31.9 23.6	12.3 3.8	3.5 3.8	14.5 14.0	7	323.5 10.5	10月25日	125. 0 4. 0	10	18.3	29.6	7.9	3_3	12.3	Z	215.5	10月10日	67.0		
		12		18.3	1.8	3.2	15.4	8	64.5	12月2日	18.5	11	14.2	26.3	5.9	3.3	12.8	4	27.0	11月2日	12.5		
			0.0	10.0	1.0							12	7.5	17.6	-0.6	3 <u>.3</u>	17.6	<u>5</u>	10.0	12月28日	4.0		
		(2) 誓	脊報・ 注	主意報	発表状		朴:看	、日开 巾	ī統計書	令和 <u></u>	<u>2</u> 年版	(2) 警	報・注	主意報	発表状		計:	日井市	統計書	令和 <u>3</u>			

頁	行			修			正			前						修			正			後				備	考
		年 月	警報	大 雨	洪水		その他	注意報	大雨	洪水	雷	強風	その他	年 月	警報	大 雨	洪水		その他	注意報	大雨	洪水	雷	39. A	しその他		
		平成27年	6	3	2	1	0	181	25	21	51	12	72	平成28年	11	5	5	Ω	1	216	<u>33</u>	34	<u>69</u>	9	7.1		
		28	11	5	5	0	1	216	33	34	69	9	71	29	16	9	4	2	1	224	<u>38</u>	20	<u>63</u>	15	88		
		29	16	9	4	2	1	224	38	20	63	15	88	30	10	4	1	4	1	191	18	Z	<u>68</u>	12	86		
		30	10	4	1	4	1	191	18	7	68	12	86	会和元年_	1	Q	Q	1	Ω	183	23	6	<u>75</u>	15	64		
		令和元年	1	0	0	1	0	183	23	6	75	15	64	会和2年	1	1	Q	Q	Q	159	22	5	<u>66</u>	Z	59		
		平成31年 1	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	6	会和2年 1	Q	Q	Q	Ω	Ω	5	Q	Q	2	Ω	3		
		2	0	0	0	0	0	10	0	0	2	0	8	2	Q	Q	Q	Q	Q	11	Q	Q	2	2	Z		
		3	0	0	0	0	0	26	0	0	6	4	16	3	Q	Q	Q	Ω	Ω	24	Q	Q	5	2	17		
		4	0	0	0	0	0	21	0	0	6	4	11	4	Q	Q	Q	Ω	Ω	13	Q	Q	Z	1	5	情報の記	自加
		令和元年 5	0	0	0	0	0	14	2	1	6	0	5	5	Q	Q	Q	Ω	Ω	13	Q	Q	5	Q	8	113 114 2 4	_/*F
		6	0	0	0	0	0	16	4	0	9	0	3	6	Q	Q	Q	Ω	Ω	12	1	1	Z	٥	3		
		7	0	0	0	0	0	23	8	2	12	1	0	Z	1	1	Q	Q	Q	28	12	3	11	Q	2		
		8	0	0	0	0	0	20	3	1	15	1	0	8	Q	Q	Q	Ω	Ω	20	3	1	<u>15</u>	Ω	1		
		9	0	0	0	0	0	11	1	1	7	0	2	9	Q	Q	Q	Ω	Q	11	5	Q	6	٥	Ω		
		10	1	0	0	1	0	18	5	1	8	2	2	10	Q	Q	Q	Ω	Ω	Z	1	Q	3	1	2		
		11	0	0	0	0	0	11			3	1	7	11	Q	Q	Q	Ω	Ω	Z	Q	Q	2	Q	5		
		12	0	0	0	0	0	7	0	0	1	2	4	12	Q	Q	Q	Q	Ω	8	Q	Q	1	1	6		
									†を対 井市績													象に 統計書			た状況 年版		
254	8	資料 5	東海圩	地方に	こ影響									資料 5 東海地方に影響のあった主な台風													
		1~38 ((略)											1~38 (略)													
		(追加)	_											39 今和元年 10 月 11 日~13 日の令和元年東日本台風(台風第 19 号)						情報のi	 自加						
														10月6日3時に南鳥島近海で発生した台風第19号は、マリア													
							ナ諸島を西に進みながら、7日18時に大型で猛烈な台風となっ																				
									た。台風はその後小笠原近海を北北西に進み、12 日には北寄り																		
										に進路を変え伊豆諸島北部を北北東に進んだ。12 日 19 時前に大																	
											型で強い勢力で伊豆半島に上陸した後、関東地方を通過し、13																
		<u>日に三陸沖に抜けた。</u>																									
										<u>愛知県では 12 日を中心に強風となり外海では大しけとなっ</u> た。また、台風周辺の活発な雨雲の影響により大雨となった所																	
	<u> </u>													<u>た。ま</u>	た、	台風周	辺の	活発	な雨雪	裏の景	/響に	より	大雨	となっ	<u>った所</u>		

頁	行	修		Œ	前	修		正	後	備	考
		東海地方に影響のあ	った主な台原	禹(進路図)	料(令和 <u>2</u> 年修正)	道の運休や航空機 40 (略) 資料:変 東海地方に影響のあ	後・船舶の欠 愛知県地域防 つった主な台 12目09時 11日09時	航などの影響 5災計画附属資 風(進路図)	下料(令和 <u>3</u> 年修正)	情報の追加	1
262	22	資料 9 災害対策本 4 (略) 部長 総括担当者 本部事務局部 (略)		・事務分掌	等)	資料 9 災害対策本 4 (略) 部長 総括担当者 本部事務局部 (略)		・事務分掌 1~8 (F) <u>9 安否不E</u> 公表に関 10、11 (F) 1 受援に すること。	本事務分掌 略) 明者 <mark>・行方不明者</mark> の すること。 略) 係る総合調整に関 に 略)	表記の整理表記の整理	

頁	行	修		正前	修		正後	備 考
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		動員部	人事課	1、2 (略)	動員部	人事課	1、2 (略)	+== 0 #k#
		(略)		3 消防補助員の招集、活動割	(略)		3 消防補助員土のう班、本部	
				振に関すること。			<u>補助班</u> の招集、活動割振に関 すること。	
				$4 \sim 7$ (略)			$4 \sim 7$ (略)	表記の整理
				(追加)			8 人的応援の要請に関する	
				(\(\infty\)				•
				<u>8</u> ~ <u>9</u> (略)			$9 \overline{\sim 10}$ (略)	
		情報管理部	「広報伝	1~5 (略)	情報管理部	「広報伝	1~5 (略)	表記の整理
		(略)	達班」	(追加)_	(略)	達班」	6 総合相談窓口の設置に関	.
			(略)			(略)	すること。	
		(mf+)	(mf+)	<u>6</u> (略)	(m/r)	(mf+)	<u>7</u> (略)	表記の整理
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	_
		避難部	(略)	1 避難所業務に係る指定避 難所配備職員派遣に関する	避難部	(略)	1 避難所業務に係る指定一	
		(略)		無別配傭 (棚) は (個) りつしこと。	(略)		<u>般</u> 避難所配備職員派遣 <u>招集</u> 及び活動割振に関すること。	·
				(略)			(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	表記の整理
		物資供給部	(略)	(追加)	物資供給部	(略)	1 物的応援の要請に関する	
		(略)			(略)			
				<u>1</u> ~ <u>6</u> (略)			<u>2</u> ~ <u>7</u> (略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	表記の整理
		ボランティア部	市民活動	_(追加)	ボランティア部	市民活動	1 春日井市社会福祉協議会	'
		(略)	推進課		(略)	推進課	との委託契約の締結に関す	. []
				1 ((<u>ること。</u>	表記の整理
				<u>1~6</u> (略)			$2\sim 7$ (略)	
L								